

資料 25-3

吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会の会議の傍聴に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会（以下「専門分科会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、吹田市情報公開条例（平成14年条例第10号）第28条各号のいずれかに該当するときは、専門分科会の会長（以下「会長」という。）は、専門分科会の意見を聴いて、会議の傍聴を認めないことができる。

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(一般席の傍聴者の定員)

第4条 一般席の傍聴者の定員は、原則として5名とする。

(一般席の傍聴手続)

第5条 一般席の傍聴手続きは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間に行うものとする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票に記入しなければならない。
- (3) 会議を傍聴しようとする者が、会議の開催時刻に定員を超えた場合は、その都度専門分科会の意見を聴いて会長が定める。

(傍聴することができない者)

第6条 次に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと。

- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
(写真等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。

(携帯電話の使用の禁止)

第9条 傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはならない。

(会議資料の閲覧)

第10条 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例（平成14年条例第10号）第28条各号に掲げる情報に該当すると認められるものについては、この限りではない。

(事務局の職員の指示)

第11条 傍聴者は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他の措置)

第13条 会長は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
(吹田市地域福祉計画推進委員会の会議の傍聴に関する事務取扱要領の廃止)
- 2 吹田市地域福祉計画推進委員会の会議の傍聴に関する事務取扱要領は、廃止する。

傍聴希望者受付票

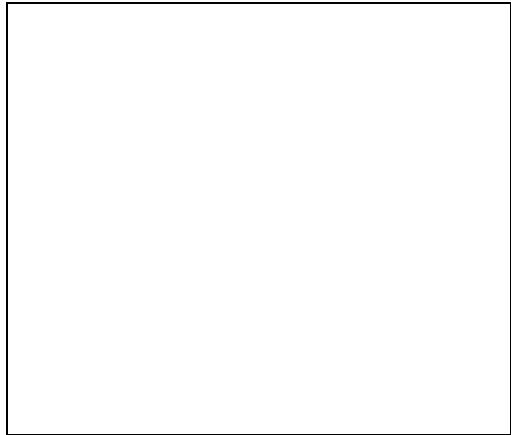
ふりがな	
あなたの名前	
あなたの御住所	

会議の傍聴者の定員は、5名です。傍聴希望者が定員を超える場合は、受付時間（会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間）に受け付けた方を対象にその都度専門分科会の意見を聴いて会長が定めます。

受付番号

傍聴希望者受付票（控）

受付番号



次に該当する方は、会議を傍聴することができません。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる人
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている人
- (3) 上記のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている人

（裏面もご覧ください。）

傍聴者が守るべき事項

1 傍聴者は、次のことを守ってください。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻きをするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 上記のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 写真等の撮影及び録音の禁止

傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはいけません。

3 携帯電話の使用の禁止

傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはいけません。(電源を切るか、着信音が出ないようにしてください。)

4 会議資料の閲覧

会議の資料は閲覧資料です。会議終了後に回収します。なお、資料が必要な方は、事務局に申し出てください。